問

TOPICS FLYDZENGS SANGO-ONOC



●後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直しすることとなっています。こ の度、平成28・29年度の保険料率と平成28年度の軽減措置が決定しましたので お知らせします。なお、平成28年度の保険料額は7月にお知らせします。

■平成 28・29年度の保険料率

- 10.52% ○被保険者均等割額 52,390 円 ◎所得割率
- ※保険料の上限額は57万円です。



■平成 28年度軽減措置

- ①世帯の所得水準によって「均等割額(52,390円)」が、次のとおり軽減されます。
 - ◇ 33 万円 + (48 万円×被保険者数)を超えない世帯 ⇒ 2 割軽減
 - ◇ 33 万円 + (26.5 万円×被保険者数)を超えない世帯 → 5 割軽減
 - ◇ 33 万円を超えない世帯 → 8.5 割軽減
 - ◇ 33 万円を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下(その) 他各種所得がない)の世帯 → 9割軽減
- ②会社などで加入していた保険の扶養家族だった人は、均等割額が9割軽減されます。
- ③所得割額を負担する人のうち、賦課のもととなる所得が58万円以下の人は、所 得割額が5割軽減されます。

●保険料を年金から差し引きます(特別徴収)

次に該当する人は、国民健康保険・後期高齢者医療の保険料が4月以降、特別徴 収の対象になります。対象とならない人には、国民健康保険は6月中旬に、後期高 齢者医療は7月中旬に通知書を送付します。なお、以前に納付方法変更の届出をさ れた人は、引き続き口座から引き落とされます。

■国民健康保険

- ◎平成28年2月の年金から保険料を 差し引かれた世帯主で、次の条件に 当てはまる人
- 国民健康保険の加入者全員が 65 歳 以上75歳未満の世帯
- ●保険料が差し引かれる年金の受給額 の年額が18万円以上
- ●介護保険料と国民健康保険料の合計 額が、差し引かれる年金の受給額の 2分の1を超えない
- ※年度内に世帯主が75歳になる場合 は、特別徴収の対象となりません。

■後期高齢者医療

- ◎平成28年2月の年金から保険料を 差し引かれた人
- ◎昨年10月1日までに後期高齢者医 療制度の被保険者になった人で、次 の条件に当てはまる人
- ●保険料が差し引かれる年金の受給額 の年額が18万円以上
- ●介護保険料と後期高齢者医療保険料 の合計額が、差し引かれる年金の受 給額の2分の1を超えない
- ※平成27年10月2日から12月1日 の間に加入された人は、6月から特別 徴収を開始します。

4・6・8 月は、仮徴収額(平成28年2月の年金で特別徴収された額と同額, または平成26年中の所得で算定した額)を年金から差し引かれます。